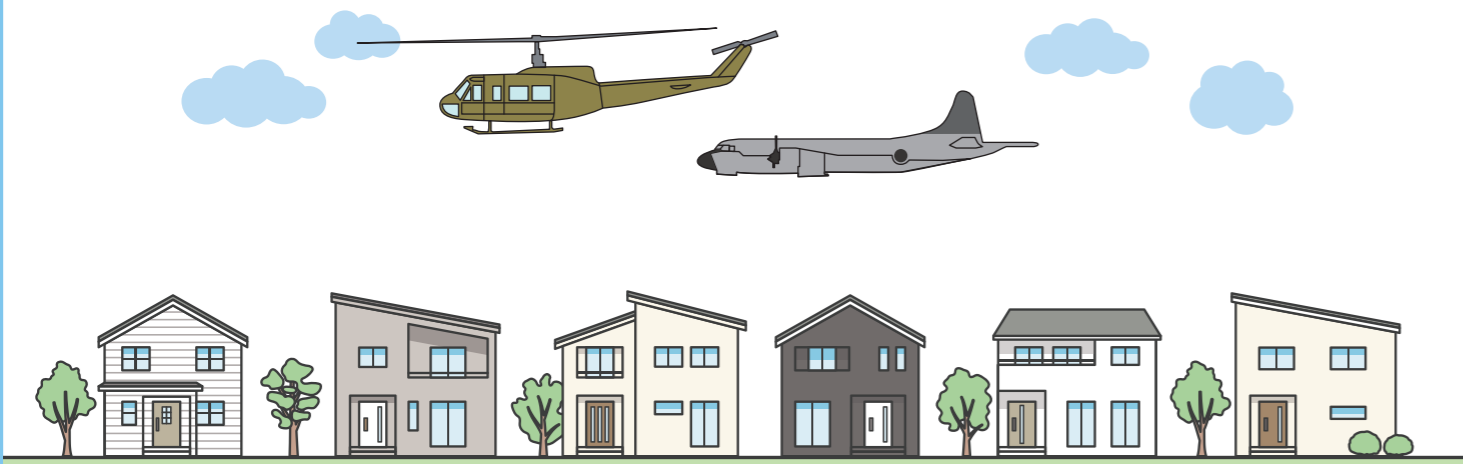


「第一種区域」等の 見直しにおける取組

- 住宅防音工事は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定に基づき、第一種区域の指定の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。
- 今般の調査結果であるLden62デシベルコンター内に住宅が所在していないため、現在の第一種区域をすべて解除します。
- なお、今般の区域見直しに併せて、旧法（防衛施設周辺の整備等に関する法律）により指定された、みなし第二種区域及びみなし第三種区域についても解除します。

経過措置

- 現行の第一種区域等の解除に当たっては、**経過措置として、約1年6ヶ月の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を令和9年9月30日まで受け付けます。**
 - この期間中に希望届を受け付けた住宅については、**現行の第一種区域が解除された後も、現行の工事内容で防音工事を実施**します。
- ※「移転措置」も同様の取扱いです。



〈お問い合わせ先〉東北防衛局コールセンター

受付時間 / 9:00～18:00（土日・祝日・年末年始を除く）

TEL / **0570-000-585**

ホームページは
こちら ▶



通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください（契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります）

東北防衛局からのお知らせ

八戸飛行場周辺の 住宅防音工事及び 移転措置対象区域の 見直しについて

CHECK

八戸飛行場周辺では、**昭和58年3月の最終指定告示以降**、機種更新や陸自ヘリ部隊の新編等による運用の態様の変更により騒音状況が変化しました。**第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために** 必要な騒音度調査を実施し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成しました。

上記の騒音コンター内に住宅が所在していないため、**現在の第一種区域及び旧法（防衛施設周辺の整備等に関する法律）により指定された、みなし第二種区域及びみなし第三種区域について、すべて解除する告示を行いました。**
現行区域の解除は告示から約1年6ヶ月の経過措置期間をもって令和9年10月1日より適用される予定です。

※騒音コンターとは、天気図の気圧線（等圧線）や地形図の標高線（等高線）などのように、同じ騒音レベルの点を結んだ曲線で、第一種区域等の指定の基になるものです。

中面の解除区域参考図をご覧ください。住宅防音工事又は移転措置を希望される方は、別紙をご覧ください。区域該当の方は特にご注意ください。

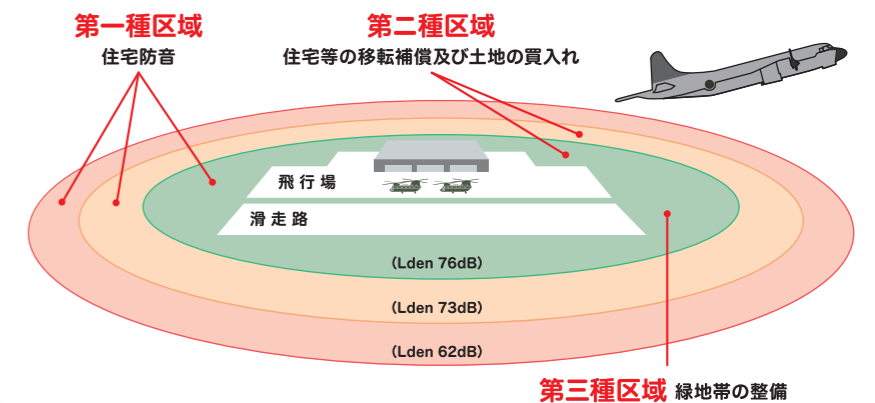
お断り

このパンフレットは、住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて知っていただくため、八戸飛行場周辺に配布しているものですが、**配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。**

悪質業者への注意

一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。

住宅防音及び移転補償等の対象区域概念図



八戸飛行場周辺における住宅防音工事及び移転措置解除区域参考図

騒音度調査の結果、以下のとおりとなりました。

- 1日の標準飛行回数は前回告示の調査と比較して全体数ではほぼ変化は見られないものの、その内騒音レベルの高い哨戒機(前回:P-2V・2J 今回:P-3C)で比較すると約4割減少。
- Lden62dB騒音コンター(第一種区域)の面積は、昭和58年3月の区域と比べ縮小。

上記Lden62dB騒音コンター内に住宅が存在しないため、第一種区域等を解除いたします。



第一種区域

経過措置

今回解除する第一種区域において、**昭和58年3月10日までに建築された住宅を対象として、令和9年9月30日までに希望された方**に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事及び機能復旧工事の助成を行います。

みなし第二種区域

経過措置

今回解除するみなし第二種区域において、**昭和42年3月31日までに建築された建物等**を対象として、**令和9年9月30日までに希望された方**に対し、移転措置を行います。

みなし第三種区域

経過措置

今回解除するみなし第三種区域において、**昭和42年3月31日までに建築された建物等**を対象として、**令和9年9月30日までに希望された方**に対し、移転措置を行います。なお、山林及び田畑等の買入れも可能です。

詳細については、三沢防衛事務所に備え付けの縦覧図(対象区域図)により御確認いただくか、東北防衛局コールセンターへお問合せください。

※地理院地図Vector(国土地理院)を加工して作成

住宅防音工事について

東北防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、飛行場等周辺の第一種区域を対象に、皆様のご希望に応じて、お住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っております。

対象となる住宅

第一種区域に所在する住宅のうち、決められた期日までに建てられた住宅が対象となります。
第一種区域・・・昭和58年3月10日までに建てられた住宅が対象。

第一種区域については「東北防衛局からのお知らせ 八戸飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて」をご確認ください。希望届をお出しいただく前に登記事項証明書等で建設時期をご確認ください。

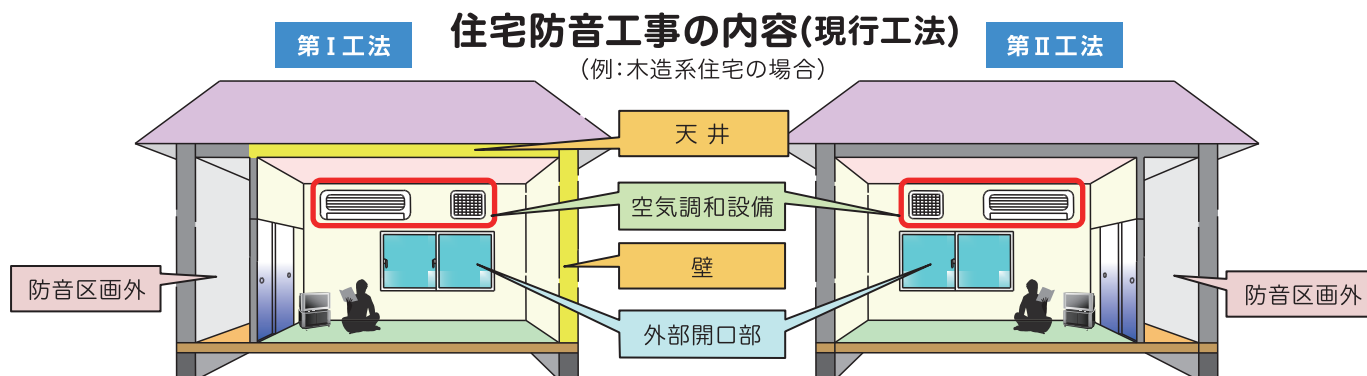
住宅防音工事を希望される方は希望届をご提出ください

住宅防音工事希望届は東北防衛局のホームページに掲載している他、三沢防衛事務所及び市町村役場等にも備え置いてあります。

所要事項を記入の上、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。) ご不明な点は東北防衛局コールセンターにお問い合わせください。



住宅防音工事希望届についてはこちら



区分	第I工法	第II工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工事内容	屋根	既存のまま	
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ(第I工法用)の取付	防音サッシ(第II工法用)の取付
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、襖、障子等についてはフラッシュ戸等に交換	
	床	原則として既存のまま	
空気調和設備	換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、第I工法の場合最大4台まで、第II工法の場合最大2台まで)		
その他	防音工事に伴う必要な工事		

悪質業者への注意

- 一部工事請負業者による悪質(強引、巧妙)な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- また、工事請負業者との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。



住宅防音工事の詳細についてはこちら

移転措置事業について

東北防衛局では「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、飛行場等周辺の第二種区域を対象に、皆様のご希望に応じて、建物等(建物、立木竹、その他土地に定着する物件)の移転又は除却の補償及び土地の買入れ(これらを「移転措置」といいます。)を行っております。

対象となる建物等

みなし第二種・第三種区域に所在する建物等のうち、決められた期日までに建てられた建物等が対象となります。

みなし第二種区域・・・昭和42年3月31日までに建てられた建物等が対象。

みなし第三種区域・・・昭和42年3月31日までに建てられた建物等が対象。なお、山林及び田畑等の土地のみの買入れも可能。

みなし第二種区域及びみなし第三種区域については

「東北防衛局からのお知らせ 八戸飛行場周辺の住宅防音工事及び移転措置対象区域の見直しについて」をご確認ください。

希望届をお出しいただく前に登記事項証明書等で建設時期や土地の所有権等をご確認ください。

移転を希望される方は まず東北防衛局コールセンターにお問い合わせください



移転補償等希望届についてはこちら

移転補償等の対象となる場合、「移転補償等希望届」をご提出いただけます。

「移転補償等希望届」は東北防衛局のホームページに掲載している他、

三沢防衛事務所及び市町村役場等にも備え置いてあります。

所要事項を記入の上、東北防衛局又は三沢防衛事務所へ持参、郵送又は電子メールにてご提出ください。

(1) 建物等の移転補償について

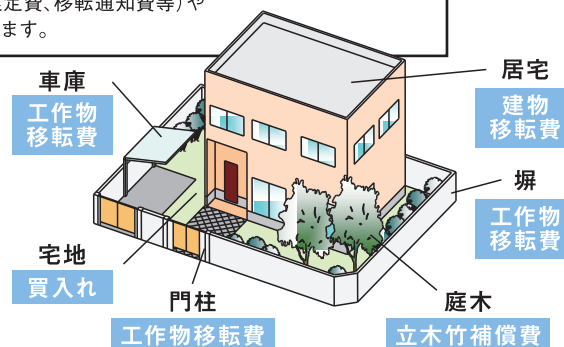
第二種区域の指定のときにその区域内に所在する建物(建替建物及び増築建物(※1)を含みます。)等が補償の対象となり、補償の内容は以下のとおりです。

区分	補償の内容	
建物	建物移転費	居宅、附属家、事務所等の移転費を補償します。
立木竹(※2)	立木竹補償費	庭木等の移植費又は伐採補償費を補償します。
工作物(※2)	工作物移転費	門柱、塀、車庫等の移転費を補償します。
動産	動産移転費	屋内動産(家具、衣類等)、一般動産(自転車、農機具等)の運搬費を補償します。 また、補償の対象となる建物に借家人等が居住するときは、借家人等に対しても動産移転費を補償します。
その他	移転雑費等	移転雑費(法令上の諸手続経費、就業不能補償、先地選定費、移転通知費等)や移転期間中に営業を休止する場合の損失額等を補償します。

※1 建替建物については、老朽化等により建て替えられた建物であって、第二種区域の指定のときにその区域内に所在している建物の建て替え前後において、所有者及び用途がそれぞれ同一であるものに限ります。

また、増築建物については、経年の生活様式の変化により増築された建物であって、第二種区域の指定のときにその区域内に所在している建物と用途上不可分の関係にあるもの(例えば、子供の成長に伴い増築された子供部屋など)に限ります。

※2 第三種区域を除く第二種区域における立木竹及び工作物については、建物と一体として利用されているものに限ります。



(2) 土地の買入れについて

区域	区分	買入れの対象
第三種区域		全ての土地
第二種区域 (第三種区域を除く)	宅地	第二種区域の指定のとき、宅地である土地
	附帯農地(※)等	建物等の移転補償を受けた者が、建物等の移転に伴い、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地



移転措置事業の詳細についてはこちら

※従来、自宅から通農していたが、自宅の移転により通農することが著しく困難となる農地をいいます。